

【公報種別】実用新案法第14条の2の規定による訂正明細書等の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【登録番号】実用新案登録第3148209号(U3148209)

【訂正の登録日】平成25年2月25日(2013.2.25)

【登録公報発行日】平成21年2月5日(2009.2.5)

【出願番号】実願2008-8184(U2008-8184)

【国際特許分類】

H 0 2 G	3/22	(2006.01)
E 0 4 B	1/94	(2006.01)
E 0 4 B	2/74	(2006.01)
F 1 6 L	5/00	(2006.01)
F 1 6 L	5/02	(2006.01)
F 1 6 L	5/04	(2006.01)

【F I】

H 0 2 G	3/22	B
E 0 4 B	1/94	L
E 0 4 B	2/74	5 4 1 G
F 1 6 L	5/00	Q
F 1 6 L	5/02	N
F 1 6 L	5/02	M

【訂正書】

【提出日】平成25年1月29日(2013.1.29)

【訂正の目的】実用新案登録請求の範囲の減縮

【訂正後の請求項の数】5

【訂正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

貫通孔が設けられた区画体の貫通部構造であつて、

前記貫通孔に貫装された耐火性のスリーブと、前記スリーブに挿通されたケーブルと、前記スリーブの一方の端部と前記ケーブルとの間の隙間を覆う熱膨張性シートと、を有し、前記熱膨張性シートは熱膨張層と熱非膨張層とを備え、

前記熱膨張性シートのスリーブ側は前記スリーブの前記一方の端部の外周面に巻き付けられ、前記熱膨張性シートのケーブル側は前記ケーブルの外周面に巻き付けられ、前記熱非膨張層は前記熱膨張層より外側に位置し、前記熱非膨張層がアルミガラスクロス、アルミニウム箔、アルミニウム箔積層紙のいずれかであり、前記熱非膨張層は内側の熱膨張層が外方に膨らむことを妨げるとともに、前記スリーブと前記ケーブルの熱膨張性シートが巻き付けられた箇所以外は、前記熱膨張層の内側に向けての膨張を阻害する部材は前記ケーブル以外にはないことを特徴とする貫通部構造。

【請求項2】

前記スリーブの他方の端部と前記ケーブルとの間の隙間を覆う第二の熱膨張性シートを更に備え、前記第二の熱膨張性シートのスリーブ側は前記スリーブの前記他方の端部の外周面に巻き付けられ、前記熱膨張性シートのケーブル側は前記ケーブルの外周面に巻き付けられている請求項1に記載の貫通部構造。

【請求項3】

前記スリーブの前記一方及び／又は前記他方の端部にはブッシングが装着されており、前記熱膨張性シートのスリーブ側が、前記ブッシングを介して前記スリーブの前記一方及び／又は前記他方の端部の外周面に巻き付けられている請求項1又は2に記載の貫通部構造

。

【請求項 4】

前記熱膨張性シートは、前記スリープの前記一方の端部の外周面及び／又は前記ケーブルの外周面に粘着されている請求項1に記載の貫通部構造。

【請求項 5】

前記熱膨張性シートのケーブル側及び／又はスリープ側を外方から押さえる押さえ部材を備える請求項1に記載の貫通部構造。